

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請をされる皆様へ

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
担当：在宅福祉第二担当 TEL075-222-4161

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定要件は、「指定自立支援医療機関の指定について（平成18年3月3日 障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）」のとおりですので、指定要件を御確認のうえ、申請してください。

申請に必要な書類は、下記のとおりです。

なお、本市では、指定に当たって、年4回、3、6、9、12月に開催（原則として、各月第1週金曜日）する京都市社会福祉審議会に諮問し、適当と認められれば、京都市社会福祉審議会開催日の属する月の翌月の1日付けで指定しておりますので、御了承ください。

また、**申請書類の締切りは、京都市社会福祉審議会開催日の3週間前**となっておりますので、申請される場合は御注意ください。

記

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請窓口

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階
TEL 075-222-4161 FAX 075-251-2940

2 申請に必要な書類及び添付書類

- (1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（病院又は診療所）
- (2) 経歴書（別紙1）
- (3) 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（別紙2）
- (4) 主たる医師についての「研究内容に関する証明書」（別紙3）
- (5) 人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（別紙4）（腎臓に関する医療申請のみ）
- (6) 中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書（別紙5）（小腸に関する医療申請のみ）
- (7) 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙6） **（注1）**
（心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療申請のみ）
- (8) 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）（別紙7） **（注1）**
（心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療申請のみ）
- (9) 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙8） **（注2）**
（肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療申請のみ）
- (10) 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）（別紙9） **（注2）**
（肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療申請のみ）
- (11) 主たる医師についての医師免許証（写し）
- (12) 主たる医師についての学会加入を確認できる書類（写し）

注1）別紙6又は別紙7のいずれかを提出する。

注2）別紙8又は別紙9のいずれかを提出する。

裏面あり

3 主たる医師の要件

主たる医師は、常勤であって、適切な医療機関における研究、診療従事年数が5年以上あることが必要ですが、「適切な医療機関」とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又は、それぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をいいます。

京都府下における臨床研修指定病院は、国立病院機構京都医療センター、京都市立病院、京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、国立病院機構舞鶴医療センターなどがあります。